

議 第 9 7 号

新潟県立柏崎アクアパーク管理条例の一部を改正する条例の制定について

新潟県立柏崎アクアパーク管理条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）9月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県立柏崎アクアパーク管理条例の一部を改正する条例
新潟県立柏崎アクアパーク管理条例（平成5年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

「

4,400から6,600まで	30,800から46,200まで
970から1,460まで	—
2,910から4,360まで	—
490から740まで	—
8,800から13,200まで	61,600から92,400まで
1,940から2,910まで	—
5,810から8,720まで	—
970から1,460まで	—
17,600から26,400まで	123,200から184,800まで
3,880から5,810まで	—
11,620から17,430まで	—
1,940から2,910まで	—
640から960まで	—
1,990から2,980まで	—

1,200から1,800まで	—
3,970から5,960まで	—
2,400から3,600まで	—
7,940から11,910まで	—
7,240から10,860まで	50,680から76,020まで
14,480から21,720まで	101,360から152,040まで
4,840から7,250まで	—
28,960から43,440まで	202,720から304,080まで
9,670から14,500まで	—
320から470まで	—
500から750まで	—
250から380まで	—
160から240まで	—
320から470まで	—
710から1,060まで	—

」を

「

5,280から7,920まで	36,960から55,440まで
1,160から1,740まで	—
3,490から5,230まで	—
580から880まで	—
10,560から15,840まで	73,920から110,880まで
2,320から3,480まで	—
6,970から10,450まで	—
1,160から1,740まで	—
21,120から31,680まで	147,840から221,760まで
4,650から6,970まで	—
13,940から20,900まで	—
2,320から3,480まで	—
770から1,150まで	—
2,380から3,580まで	—
1,440から2,160まで	—
4,760から7,140まで	—
2,880から4,320まで	—
9,520から14,280まで	—

8,690から13,030まで	60,820から91,220まで
17,380から26,060まで	121,630から182,450まで
5,800から8,700まで	—
34,750から52,130まで	243,260から364,900まで
11,600から17,400まで	—
380から560まで	—
590から890まで	—
300から440まで	—
190から290まで	—
380から560まで	—
850から1,270まで	—

」に改める。

別表第1第2項の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 個人等利用料金

施設等の名称	利用者等区分		利用料金の範囲（円）				
			1回券	11回券	3か月券	6か月券	シーズン券
50mプール	個人	一般（高校生以上）	480から720まで	—	5,620から8,420まで	9,540から14,320まで	—
		中学生以下、障害者（高校生以上）	240から360まで	—	2,820から4,220まで	4,770から7,150まで	—
		障害者（中学生以下）	130から190まで	—	1,410から2,110まで	2,390から3,590まで	—
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	480から720まで	—	2,820から4,220まで	4,770から7,150まで	—
	団体	一般（高校生以上）	420から640まで	—	—	—	—
		中学生以下、障害者（高校生以上）	210から310まで	—	—	—	—
		障害者（中学生以下）	100から160まで	—	—	—	—
レジャープール	個人	一般（高校生以上）	710から1,070まで	7,100から10,660まで	—	—	—
		中学生以下、障害者（高校生以上）	350から530まで	3,550から5,330まで	—	—	—
		障害者（中学生以下）	180から280まで	1,780から2,660まで	—	—	—

	団体	一般（高校生以上）	660から 980まで	—	—	—	—
		小・中学生、障害者（高校生以上）	300から 460まで	—	—	—	—
		障害者（小・中学生）	150から 230まで	—	—	—	—
		未就学児童	150から 230まで	—	—	—	—
		障害者（未就学児童）	80から 120まで	—	—	—	—
アイススケートリンク	個人	一般（高校生以上）	880から 1,320まで	8,830から 13,250まで	—	—	22,030から 33,050まで
		中学生以下、障害者（高校生以上）	440から 660まで	4,420から 6,620まで	—	—	11,020から 16,540まで
		障害者（中学生以下）	220から 340まで	2,210から 3,310まで	—	—	5,510から 8,270まで
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	880から 1,320まで	8,830から 13,250まで	—	—	11,020から 16,540まで
	団体	一般（高校生以上）	820から 1,240まで	—	—	—	—
		中学生以下、障害者（高校生以上）	420から 620まで	—	—	—	—
		障害者（中学生以下）	210から 310まで	—	—	—	—
浴室	個人	一般（高校生以上）	510から 770まで	5,090から 7,630まで	—	—	—
		障害者（高校生以上満60歳未満）	260から 380まで	2,590から 3,890まで	—	—	—
		中学生以下	300から 460まで	3,070から 4,610まで	—	—	—
		障害者（中学生以下）	150から 230まで	1,540から 2,300まで	—	—	—
		満60歳以上の者（障害者を除く。）	350から 530まで	3,550から 5,330まで	—	—	—
		障害者（満60歳以上）	180から 280まで	1,820から 2,740まで	—	—	—

別表第1第3項の表中

「

」

440から660まで
440から660まで
330から500まで

530から790まで
530から790まで
390から590まで

」を」に改める。

別表第2中

「

220から300まで
430から590まで

「

270から410まで
530から790まで

」を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金等について適用し、同日前に納付すべき利用料金等については、なお従前の例による。

新潟県立柏崎アクアパーク管理条例（平成5年3月25日条例第7号）

改正後				改正前					
別表第1（第10条関係） 1 専用利用料金				別表第1（第10条関係） 1 専用利用料金					
施設等の名称	区分		利用料金の範囲（円）		施設等の名称	区分		利用料金の範囲（円）	
	利用目的	専用単位	1時間当たり	1日当たり （6時間以上9時間以内）		利用目的	専用単位	1時間当たり	1日当たり （6時間以上9時間以内）
50 m プール	1 学校若しくは学校をもつて構成する団体又は競技団体（以下「学校等」という。）が、競技会又は練習のために利用するとき。	全コース	5,280から7,920まで	36,960から55,440まで	1 学校若しくは学校をもつて構成する団体又は競技団体（以下「学校等」という。）が、競技会又は練習のために利用するとき。	全コース	4,400から6,600まで	30,800から46,200まで	
		長水路1コース当たり	1,160から1,740まで	—		長水路1コース当たり	970から1,460まで	—	
	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	短水路1ブロック当たり	3,490から5,230まで	—	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	短水路1ブロック当たり	2,910から4,360まで	—	
		短水路1コース	580から880まで	—		短水路1コース	490から740まで	—	
	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全コース	10,560から15,840まで	73,920から110,880まで	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全コース	8,800から13,200まで	61,600から92,400まで	
		長水路1コース	2,320から3,480まで	—		長水路1コース	1,940から2,910まで	—	
	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	短水路1ブロック	6,970から10,450まで	—	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	短水路1ブロック	5,810から8,720まで	—	
		短水路1コース	1,160から1,740まで	—		短水路1コース	970から1,460まで	—	

改正後		改正前	
レジャー プール	ス当たり	で	ス当たり
	全コース	21,120から31,680 まで	全コース
	長水路1コース ス当たり	4,650から6,970 まで	長水路1コース ス当たり
	短水路1プロ ック当たり	13,940から20,900 まで	短水路1プロ ック当たり
	短水路1コース ス当たり	2,320から3,480 まで	短水路1コース ス当たり
	25mプール全 コース	770から1,150 まで	25mプール全 コース
	流水プール	2,380から3,580 まで	流水プール
	25mプール全 コース	1,440から2,160 まで	25mプール全 コース
	流水プール	4,760から7,140 まで	流水プール
	25mプール全 コース	2,880から4,320 まで	25mプール全 コース
流水プール	9,520から14,280 まで	流水プール	
全リンク	8,690から13,030	全リンク	
3 前項の場合 で入場料を徴 収して利用す るとき。		3 前項の場合 で入場料を徴 収して利用す るとき。	
1 学校等が競 技会又は練習 のために利用 するとき。		1 学校等が競 技会又は練習 のために利用 するとき。	
2 学校等以外 の者が競技 会、練習、催 物等のために 利用するとき。		2 学校等以外 の者が競技 会、練習、催 物等のために 利用するとき。	
3 前項の場合 で入場料を徴 収して利用す るとき。		3 前項の場合 で入場料を徴 収して利用す るとき。	
1 学校等が競	60,820から91,220	1 学校等が競	50,680から76,020
アイス		アイス	
全リンク	7,240から10,860	全リンク	7,240から10,860
7,940から11,910 まで		7,940から11,910 まで	
2,400から3,600 まで		2,400から3,600 まで	
3,970から5,960 まで		3,970から5,960 まで	
1,200から1,800 まで		1,200から1,800 まで	
1,990から2,980 まで		1,990から2,980 まで	
640から960 まで		640から960 まで	
1,940から2,910 まで		1,940から2,910 まで	
11,620から17,430 まで		11,620から17,430 まで	
3,880から5,810 まで		3,880から5,810 まで	
17,600から26,400 まで		17,600から26,400 まで	
123,200から 184,800まで		123,200から 184,800まで	

改正後				改正前			
スケートリンク	技会又は練習のために利用するとき。 2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。 3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	全リンク	17,380から26,060まで	全リンク	14,480から21,720まで	全リンク	101,360から152,040まで
		リンクの3分の1	5,800から8,700まで	リンクの3分の1	4,840から7,250まで	リンクの3分の1	—
		全リンク	34,750から52,130まで	全リンク	28,960から43,440まで	全リンク	202,720から304,080まで
和室	技会又は練習のために利用するとき。 2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。 3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	リンクの3分の1	11,600から17,400まで	リンクの3分の1	9,670から14,500まで	リンクの3分の1	—
		A 和室 (20畳)	380から560まで	A 和室 (20畳)	320から470まで	A 和室 (20畳)	—
		B 和室 (30畳)	590から890まで	B 和室 (30畳)	500から750まで	B 和室 (30畳)	—
会議室	技会又は練習のために利用するとき。 2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。 3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	2分の1	300から440まで	2分の1	250から380まで	2分の1	—
		C 和室 (12畳)	190から290まで	C 和室 (12畳)	160から240まで	C 和室 (12畳)	—
		全部	380から560まで	全部	320から470まで	全部	—
ミーティング室	技会又は練習のために利用するとき。 2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。 3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	全部	850から1,270まで	全部	710から1,060まで	全部	—

改正後

改正前

(略)

2 個人等利用料金

(略)
2 個人等利用料金

施設等の名称	利用者等区分	利用料金の範囲 (円)					シーズン券
		1回券	11回券	3か月券	6か月券	11回券	
50 m プール	個人	480から720まで	—	5,620から8,420まで	9,540から14,320まで	—	—
	中学生以下、障害者(高校生以上)	240から360まで	—	2,820から4,220まで	4,770から7,150まで	—	—
	障害者(中学生以下)	130から190まで	—	1,410から2,110まで	2,390から3,590まで	—	—
	満65歳以上の者(障害者を除く)	480から720まで	—	2,820から4,220まで	4,770から7,150まで	—	—
	個人	420から640まで	—	—	—	—	—
	中学生以下、障害者(高校生以上)	210から310まで	—	—	—	—	—

(略)

2 個人等利用料金

施設等の名称	利用者等区分	利用料金の範囲 (円)					シーズン券
		1回券	11回券	3か月券	6か月券	11回券	
50 m プール	個人	400から600まで	—	4,680から7,020まで	7,960から11,930まで	—	—
	中学生以下、障害者(高校生以上)	200から300まで	—	2,350から3,520まで	3,980から5,970まで	—	—
	障害者(中学生以下)	100から150まで	—	1,180から1,760まで	1,990から2,990まで	—	—
	満65歳以上の者(障害者を除く)	400から600まで	—	2,350から3,520まで	3,980から5,970まで	—	—
	個人	360から530まで	—	—	—	—	—
	中学生以下、障害者(高校生以上)	180から270まで	—	—	—	—	—

		改正後							改正前						
アイスクレーン トリンク	個人	児童	230まで						200まで						
		障害者 (未就学 児童)	80から 120まで	—	—	—	—	—	70から 100まで	—	—	—	—	—	
アイスクレーン トリンク	個人	一般(高 校生以 上)	880から 1,320ま で	8,830から 13,250ま で	—	—	22,030か ら33,050 まで	—	740から 1,110ま で	7,360から 11,040ま で	—	—	18,360か ら27,540 まで		
		中学生以 下、障害 者(高校 生以上)	440から 660まで	4,420から 6,620まで	—	—	11,020か ら16,540 まで	—	370から 560まで	3,680から 5,520まで	—	—	9,190から 13,780ま で		
アイスクレーン トリンク	個人	障害者 (中学生 以下)	220から 340まで	2,210から 3,310まで	—	—	5,510から 8,270まで	—	190から 280まで	1,840から 2,760まで	—	—	4,600から 6,890まで		
		満5歳以 上の者 (障害者 を除く。)	880から 1,320ま で	8,830から 13,250ま で	—	—	11,020か ら16,540 まで	—	740から 1,110ま で	7,360から 11,040ま で	—	—	9,190から 13,780ま で		
アイスクレーン トリンク	団体	一般(高 校生以 上)	820から 1,240ま で	—	—	—	—	690から 1,040ま で	—	—	—	—	—		
		中学生以 下、障害 者(高校 生以上)	420から 620まで	—	—	—	—	350から 520まで	—	—	—	—	—		

		改正後							改正前						
浴室	個人	障害者 (中学生 以下)	210から 310まで	—	—	—	—	180から 260まで	—	—	—	—	—	—	—
		一般(高 校生以 上)	510から 770まで	5,090から 7,630まで	—	—	—	430から 640まで	4,240から 6,360まで	—	—	—	—	—	—
		障害者 (高校生 以上満60 歳未満)	260から 380まで	2,590から 3,890まで	—	—	—	220から 330まで	2,160から 3,240まで	—	—	—	—	—	—
		中学生以 下	300から 460まで	3,070から 4,610まで	—	—	—	260から 390まで	2,560から 3,840まで	—	—	—	—	—	—
		障害者 (中学生 以下)	150から 230まで	1,540から 2,300まで	—	—	—	130から 200まで	1,280から 1,920まで	—	—	—	—	—	—
		満60歳以 上の者 (障害者 を除く。)	350から 530まで	3,550から 5,330まで	—	—	—	300から 450まで	2,960から 4,440まで	—	—	—	—	—	—
		障害者 (満60歳 以上)	180から 280まで	1,820から 2,740まで	—	—	—	160から 230まで	1,520から 2,280まで	—	—	—	—	—	—
		(略)							(略)						
		3 附属施設及び附属設備利用料金							3 附属施設及び附属設備利用料金						

改正後			改正前		
施設及び設備の名称	利用単位	利用料金の範囲 (円)	施設及び設備の名称	利用単位	利用料金の範囲 (円)
自動計時装置	1 時間当たり	530から790まで	自動計時装置	1 時間当たり	440から660まで
電光得点装置	1 時間当たり	530から790まで	電光得点装置	1 時間当たり	440から660まで
放送設備	1 時間当たり	390から590まで	放送設備	1 時間当たり	330から500まで
(略)			(略)		
別表第 2 (第18条関係)			別表第 2 (第18条関係)		
区分	利用目的	利用単位	区分	利用目的	利用単位
駐車場 上記以外の土地又は建物	第18条の規定による商行為を行うため土地又は建物を占有して利用するとき。	1 日 10平方メートル	駐車場 上記以外の土地又は建物	第18条の規定による商行為を行うため土地又は建物を占有して利用するとき。	1 日 10平方メートル
		270から410まで			220から300まで
		530から790まで			430から590まで
(略)			(略)		